

# 令和3年度 長野県防災行政無線 UPS 修繕工事 特記仕様書

## 第1章 一般事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、長野県が発注する「令和3年度 長野県防災行政無線UPS修繕工事」に適用する。

なお、本仕様書及び設計図書等の記載事項について疑義を生じた場合及び本仕様書に記載のない事項の取扱いについては、受注者と発注者で協議するものとし、受注者の一方的な解釈により施工してはならない。

### 2 施工場所

箇所名	住所
佐久合同庁舎	佐久市跡部 65-1
諏訪合同庁舎	諏訪市上川 1 丁目 1644-10
伊那合同庁舎	伊那市荒井 3497
飯田合同庁舎	飯田市追手町 2 丁目 678
木曾合同庁舎	木曾町福島 2757-1
松本合同庁舎	松本市大字島立 1020
大町合同庁舎	大町市大町 1058-2
長野合同庁舎	長野市大字南長野南県町 686-1
北信合同庁舎	中野市大字壁田 955
姫川砂防事務所	北安曇郡小谷村大字千国乙 10307-3
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1
長野市役所	長野市鶴賀緑町 1613
飯田市役所	飯田市大久保町 2534
小諸市役所	小諸市相生町 3-3-3
飯山市役所	飯山市飯山 1110-1
長和町役場	小県郡長和町古町 4247-1
松川町役場	下伊那郡松川町元大島 3823
高森町役場	下伊那郡高森町下市田 2183-1
阿南町役場	下伊那郡阿南町東条 58-1
平谷村役場	下伊那郡平谷村 354
下條村役場	下伊那郡下條村睦沢 8801-1
売木村役場	下伊那郡売木村 968-1
天龍村役場	下伊那郡天龍村平岡 878
泰阜村役場	下伊那郡泰阜村 3236-1
喬木村役場	下伊那郡喬木村 6664
豊丘村役場	下伊那郡豊丘村神稲 3120
大鹿村役場	下伊那郡大鹿村大河原 354
筑北村役場	東筑摩郡筑北村西条 4195
池田町役場	北安曇郡池田町池田 3203-6
白馬村役場	北安曇郡白馬村北城 7025
小布施町役場	上高井郡小布施町小布施 1491-2
野沢温泉村役場	下高井郡野沢温泉村豊郷 9817

信濃町役場	上水内郡信濃町柏原 428-2
諏訪広域消防本部	岡谷市加茂町 1-2-6
上伊那広域消防本部	伊那市荒井 4606-1
飯田広域消防本部	飯田市東栄町 3345
須坂市消防本部	須坂市大字小山 1306
岳北消防本部	飯山市飯山 3,690 番地 1

計38箇所

### 3 保証内容

保証期間は、引渡し完了日の翌日から起算して2年間とする。この間に受注者の責による不具合又は支障が生じた場合は、受注者の責任において発注者が承認した方法及び期間内に、調整、修理、改造又は取替えを行うものとする。修理、改造又は取替えを行った箇所はさらに2年間とする。

### 4 提出書類等

提出書類は、長野県建設工事標準請負契約約款及び適用する共通仕様書等に定めるもののほか、次によるものとしA4版を原則とする。

#### (1) 施工中（工事打合せ簿により提出する）

- ・打合せ議事録 1部

#### (2) しゅん工時

- ・工事完成図書 製本1部、電子媒体2部  
工事記録、工事打合せ簿、検査試験成績書、工事写真等

### 5 関係法令の遵守

受注者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、発注仕様または契約について、関係法令に照らして不適當な事項が判明した場合には直ちに監督員に報告すること。

### 6 安全対策・事故防止

- (1) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。
- (2) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。
- (3) 現場作業時は、連絡方法等を明らかにして不慮の事故等に備えるとともに、監督員との連絡を密にすること。
- (4) 既設機器の停止（停電）範囲および期間は極力小さくすることとし、協議により決定する。停止範囲の確認（図面による照合、現場機器状態、検電等）は受注者が実施し、安全に作業が行えることを確認すること。
- (5) 足場の不安定な場所、機器周辺及び機器内部の狭い場所、機器及びピット上部における作業について、現場状況を十分調査し必要な対策を実施すること。
- (6) その他作業場に危険箇所があると判断した場合は、直ちに監督員に報告するとともに安全対策を実施すること。
- (7) 現場作業において県庁、県現地機関、その他公共機関等における土地、建物、施設等に立ち入る場合は、受注者の要請により発注者がその手続を行うものとする。
- (8) 作業は、施工場所（市町村役場など）の開庁時間中に実施すること。これにより難しい場合は、事前に発注者と協議すること。

- (9) 工事に係る工具、機材及び消耗品は受注者の負担とする。
- (10) 工事にて発生した旧のバッテリー等は、適切に処分を行うこと。
- (11) 発注者が所有する資料のうち、工事に必要なものについては貸与するものとする。

## 第2章 施工

### 1 施工範囲

本仕様書に基づく取替、調整、試験とする。

### 2 注意表示及び銘板等

- (1) 機器については、機器名、型式、製造番号、製造年、製造者名等を表示する。

### 3 設計図書の照査及び事前調査

施工に先立ち打合せ及び現地調査を実施し、施工に必要な事項のほか下記について確認する。

- (1) 作業に伴う既設機器・設備への影響

既設設備への支障の有無、作業に伴い必要となる機器停止・停電の範囲

- (2) 既設機器・設備が及ぼす安全管理上の影響と必要な措置

稼働中の既設機器・設備に巻き込まれ、挟まれ、活線ケーブルの布設状況、感電等危険個所の洗い出し、可動部分と仮設材の離隔等

### 4 施工内容

- (1) バッテリー取替

- (2) 試験調整

あらかじめ試験要領書を作成して行うこと。

## 第3章 機器仕様

### 1 UPS（無停電電源装置）型番

9 合同庁舎および自衛隊…Acrostar THA5000-10（株GS ユアサ製）

その他……………Acrostar THA3000-10（株GS ユアサ製）

### 2 バッテリー型番及び必要台数

型番…THA1500-BP1

台数…THA5000-10 は 4 台、THA3000-10 は 2 台

